

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局付

小林昭彦
河合芳光

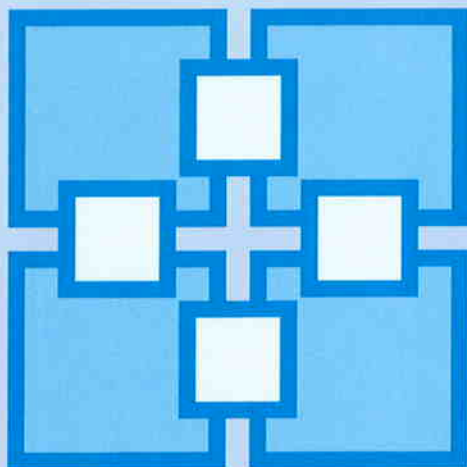
編著

一問一答

新

司法書士法 土地家屋調査士法

—平成14年改正法の要点—



発行 **テイハン**

一問一答

新 司法書士法・土地家屋調査士法

—平成14年改正法の要点—

目次

【総論】

- 第1問 平成14年改正法の趣旨は、何ですか。…………… 1
- 第2問 平成14年改正法における主要な改正点は、何ですか。…………… 2
- 第3問 書士法と調査士法は、平成14年改正法により全面改正された
のですか。…………… 3
- 第4問 司法書士・調査士の会員数は、どれくらいですか。…………… 4

【簡易裁判所における代理権（司法書士関係）】

- 第5問 司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権が付与される趣旨は、何
ですか（書士法3条1項、2項関係）。…………… 5
- 第6問 司法制度改革の中で、平成14年改正法の意義は何ですか。司
法書士に新たに簡易裁判所の代理権が付与されたことは、利用
者である国民にとって、どういう意味を持つのですか。…………… 7
- 第7問 書士法3条2項の司法書士（簡裁訴訟代理関係業務を行うこ
とができる司法書士）に新たに認められる業務の範囲は、どう
なりますか（書士法3条1項6号・7号関係）。…………… 8
- 第8問 司法書士の簡易裁判所の代理権のうち、上訴の提起や再審に
関する事項についての代理権が除かれているのは、なぜですか
（書士法3条1項6号関係）。…………… 10
- 第9問 司法書士の簡易裁判所の代理権のうち、書士法3条1項6号
ただし書において強制執行に関する事項が除かれているのは、
なぜですか。また、同条7項において、強制執行に関する訴訟
行為をすることができないとされているのは、なぜですか（書

士法3条1項6号ただし書、同条7項関係)。	13
第10問 司法制度改革審議会の意見書において「簡易裁判所の事物管轄を『基準』として、調停・即決和解事件の代理権」を付与するとされているのに、「簡易裁判所の事物管轄の上限(90万円)を『超えない』もの」と規定されているのは、なぜですか(書士法3条1項6号関係)。	15
第11問 司法書士は、90万円を超える請求事件について合意管轄により簡易裁判所の管轄とされたものを代理することができますか(書士法3条1項6号イ関係)。	16
第12問 司法書士には、90万円を超える債権について、いわゆる一部請求により請求額90万円以内の訴えを提起する代理権がありますか(書士法3条1項6号イ関係)。	18
第13問 90万円を超えるか否かは、どのように算定するのですか。90万円の貸金に利息1万円を上乗せして請求する場合には、90万円を超えることになりますか(書士法3条1項6号イ関係)。	19
第14問 1,000万円を借りている債務者が利息制限法の制限利率を超える利息・損害金を支払ったため過払いが生じたとして、90万円以内の不当利得返還を請求する訴訟について、司法書士に代理権が認められますか。また、1,000万円の債務の不存在の確認を請求する訴訟について、司法書士に代理権が認められますか(書士法3条1項6号関係)。	20
第15問 司法書士は、債権者3社にそれぞれ50万円、50万円、100万円を借りている債務者の特定調停の申立てを代理することができますか(書士法3条1項6号ニ関係)。	21
第16問 司法制度改革審議会の意見書に記載のない「支払督促」「証拠保全」「民事保全」の代理、「相談」や「裁判外の和解」の代理が認められたのは、なぜですか(書士法3条1項6号・7号関係)。	22
第17問 書士法3条1項7号の「相談」と5号の「相談」とは、どのように違うのですか(書士法3条1項5号・7号関係)。	23

第18問 司法書士の相談や裁判外の和解の代理権の対象となる「民事に関する紛争(簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。)」は、それ以外の紛争とどのように区別するのですか(書士法3条1項7号関係)。	24
第19問 司法書士は、90万円を超えるか否かが判明しない事件について90万円以内の裁判外の和解を成立させることができますか。また、90万円を超えることが明らかな事件について90万円以内の裁判外の和解を成立させることができますか(書士法3条1項7号関係)。	25
第20問 司法制度改革審議会の意見書にいう「能力担保措置」としての研修と法務大臣による認定は、どのようにされるのですか(書士法3条2項関係)。	27
第21問 書士法3条2項2号に「試験」が明記されていないのは、なぜですか(書士法3条2項2号関係)。	30
第22問 司法書士が簡易裁判所の代理権を有するための要件の一つとして「司法書士会の会員であること」が挙げられているのは、なぜですか(書士法3条2項3号関係)。	31
第23問 法務大臣が研修を指定する際の要件は、何ですか(書士法3条3項関係)。	33
第24問 法務大臣の研修の指定は、研修ごとにされるのですか。研修の修了要件は、どのようになりますか(書士法3条2項・3項関係)。	34
第25問 法務大臣が研修実施法人に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる規定されているのは、なぜですか(書士法3条4項関係)。	35
第26問 書士法3条2項の司法書士であるか否かを利用者はどのようにして分かるのですか。司法書士名簿の登録事項になるのですか(書士法3条2項関係)。	36
第27問 書士法3条2項の司法書士であるか否かは、簡易裁判所にどのように知らせるのですか(書士法3条2項関係)。	38

- 第28問 書士法3条2項の司法書士でない司法書士が簡裁訴訟代理関係業務を行った場合は、処罰されるのですか（書士法3条2項関係）。……………39
- 第29問 司法書士について、民事執行事件、破産等の倒産処理事件、家事事件などの代理権が認められなかったのは、なぜですか（書士法3条1項6号関係）。……………40

【法人化（司法書士・調査士共通事項）】

- 第30問 司法書士・調査士の事務所の法人化によるメリットは、何ですか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………41
- 第31問 司法書士・調査士の法人制度は、業務をビジネス化し、業務の適正を損うおそれがないのですか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………43
- 第32問 他の専門資格者の法人化の状況は、どうなっていますか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………44
- 第33問 司法書士法人・調査士法人と他の専門資格者法人とに違いがありますか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………46
- 第34問 司法書士法人・調査士法人の社員が死亡した場合に遺族の保護は、どのように図られますか。法人化されていない場合と比べてどうですか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………48
- 第35問 司法書士法人・調査士法人の税金関係は、どうなるのですか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………49
- 第36問 事務所の法人化に伴い、司法書士・調査士又はその従業者等の健康保険や年金の関係等は、どのように変わりますか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………50
- 第37問 司法書士や調査士等異なる専門資格者が集まった総合法人制度の創設の見通しは、どうですか（書士法5章、調査士法5章関係）。……………52
- 第38問 司法書士法人・調査士法人の名称については、どのような規制がありますか。必ず「司法書士法人〇〇」又は「土地家屋調

- 査士法人〇〇」という名称にしなければならないのですか（書士法27条、調査士法27条関係）。……………53
- 第39問 なぜ、司法書士法人・調査士法人の社員をそれぞれ司法書士・調査士のみに限るのですか（書士法28条1項、調査士法28条1項関係）。……………54
- 第40問 司法書士法人・調査士法人の業務範囲につき、省令委任条項を設ける趣旨は何ですか。また、法務省令で具体的にどのような業務が定められる予定ですか（書士法29条1項1号、調査士法29条関係）。……………56
- 第41問 司法書士法人・調査士法人の登記事項は、どのような予定ですか（書士法31条、調査士法30条関係）。……………58
- 第42問 司法書士法人・調査士法人の設立手続は、どのようなものですか（書士法32条、調査士法31条関係）。……………60
- 第43問 司法書士法人・調査士法人において、いわゆる^{いちにん}1人法人の設立が認められないのは、なぜですか（書士法32条、調査士法31条関係）。……………62
- 第44問 司法書士法人・調査士法人につき、株式会社形態としなかったのは、なぜですか。……………63
- 第45問 定款の必要的記載事項は、何ですか（書士法32条3項、調査士法31条3項関係）。……………64
- 第46問 法人の成立の届出は、どこに対してするのですか（書士法34条、調査士法33条関係）。……………67
- 第47問 司法書士法人・調査士法人の業務執行に関する意思決定は、どのようにされるのですか（書士法36条、調査士法35条関係）。……………68
- 第48問 司法書士法人・調査士法人は、登記手続の代理事務をどのように取り扱うのですか。……………69
- 第49問 司法書士法人・調査士法人の事務所に、その所在する地域の司法書士会又は調査士会の会員である司法書士・調査士の社員の常駐を義務付けるのは、なぜですか（書士法39条、調査士法

36条関係)。	70
第50問 司法書士法人・調査士法人の社員は、他の司法書士法人・調査士法人の社員となつてはならないのは、なぜですか。司法書士法人・調査士法人の社員は、他の社員の承諾があつてもその法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならないのですか(書士法42条、調査士法37条関係)。	72
第51問 社員の法定脱退事由は、何ですか(書士法43条、調査士法38条関係)。	73
第52問 司法書士法人・調査士法人の解散事由は、何ですか(書士法44条、調査士法39条関係)。	76
第53問 清算人を司法書士・調査士に限定した趣旨は、何ですか(書士法44条4項、調査士法39条4項関係)。	77
第54問 司法書士法人・調査士法人は、弁護士法人等他の専門資格者法人と合併できますか。できないとすれば、それはなぜですか(書士法45条、調査士法40条関係)。	78

【法人化(司法書士関係)】

第55問 司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務を行うための要件は、何ですか(書士法29条関係)。	80
第56問 司法書士法人は、簡易裁判所における訴訟等の代理事務をどのように取り扱うのですか(書士法30条1項関係)。	82
第57問 司法書士法人は、裁判外の和解や簡裁訴訟代理関係業務の相談業務をどのように取り扱うのですか(書士法30条1項関係)。	83
第58問 司法書士法人が簡易裁判所における訴訟等の代理事務を受任し、その事務を社員等に行わせた場合、依頼者に対する法人の責任はどうなりますか(書士法30条2項関係)。	84
第59問 書士法3条2項の司法書士(簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる司法書士)であるか否かの別を司法書士法人の定款の必要的記載事項としたのは、なぜですか(書士法32条3項4号関係)。	85

第60問 司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務を行う場合の業務執行は、どのように決せられますか。簡裁訴訟代理関係業務についての業務執行権を書士法3条2項の司法書士である社員に限定したのは、なぜですか(書士法36条2項関係)。	86
第61問 簡裁訴訟代理関係業務について司法書士法人を代表する者は、誰ですか(書士法37条2項関係)。	87
第62問 司法書士法人が簡裁訴訟代理関係業務に関し依頼者に対し負担することになった債務について補充責任としての無限連帯責任を負う社員を特定社員に限定したのは、なぜですか(書士法38条4項・5項関係)。	88
第63問 簡裁訴訟代理関係業務については特定社員が常駐していない事務所において取り扱うことができないのは、なぜですか(書士法40条関係)。	89
第64問 司法書士法人がその業務を行つてはならない事件には、どのようなものがありますか(書士法41条関係)。	90

【法人化(調査士関係)】

第65問 調査士法人の従たる事務所(支店)の設置に地域制限(県外の支店設置を認めない。)が認められなかったのは、なぜですか(調査士法5章関係)。	93
--	----

【その他(司法書士・調査士共通事項)】

<司法書士・調査士の義務>

第66問 司法書士・調査士の会則遵守義務が連合会の会則まで及ぶようになったのは、なぜですか(書士法23条、調査士法24条関係)。	95
第67問 司法書士・調査士が研修による資質向上努力義務を負うのは、なぜですか(書士法25条、調査士法25条1項関係)。	96

＜懲戒＞

- 第68問 平成14年改正法においては、どのように懲戒手続が整備されましたか（書士法6章、調査士法6章関係）。……………97
- 第69問 司法書士法人・調査士法人に対する従たる事務所のみが所在する地域における懲戒の事由は、「従たる事務所に関するもの」に限られています。これはどのような意味ですか（書士法48条2項、調査士法43条2項関係）。……………98
- 第70問 国民一般に懲戒の申出を認めたのはなぜですか。国民から懲戒の申出を受けた（地方）法務局長は、どのような義務を負いますか（書士法49条1項・2項、調査士法44条1項・2項関係）。……………100
- 第71問 連合会が（地方）法務局長から懲戒のための聴聞手続を開始した旨の通告を受けた後、当該司法書士・調査士の登録の取消しが制限されるのは、なぜですか（書士法50条、調査士法45条関係）。……………101
- ＜司法書士会・調査士会＞
- 第72問 司法書士会・調査士会の会則記載事項から報酬に関する規定が削除されたのは、なぜですか（書士法53条、調査士法48条関係）。……………104
- 第73問 司法書士会・調査士会の会則記載事項から報酬に関する規定が削除されたことに伴い、利用者が報酬の目安を得るための代替措置が設けられるのですか（書士法53条、調査士法48条関係）。……………106
- 第74問 司法書士会又は調査士会及び会員に関する情報の公開に関する規定が設けられた趣旨は、何ですか（書士法53条9号、調査士法48条9号関係）。……………108
- 第75問 司法書士法人・調査士法人が司法書士会又は調査士会に入会するのは、なぜですか（書士法58条、調査士法53条関係）。……………109

- 第76問 司法書士法人・調査士法人における司法書士会・調査士会への入会事由及びすべての司法書士会・調査士会からの退会事由は、何ですか。「清算の結了」や「破産宣告」を退会事由としているのは、なぜですか（書士法58条1項・2項、調査士法53条1項・2項関係）。……………110
- 第77問 司法書士法人・調査士法人について、司法書士会・調査士会の入会時の審査を設けず、事務所の設置・移転等により、自動的に入・退会の効果が生じることとしたのは、なぜですか（書士法58条、調査士法53条関係）。……………111
- 第78問 紛議の調停制度が設けられた趣旨は、何ですか（書士法59条、調査士法54条関係）。……………113

＜公共嘱託登記司法書士協会・公共嘱託登記土地家屋調査士協会＞

- 第79問 司法書士法人・調査士法人は、公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員となることができますか（書士法68条、調査士法63条関係）。……………114

＜罰則＞

- 第80問 平成14年改正法により罰則の法定刑が引き上げられた趣旨は、何ですか（書士法11章、調査士法11章関係）。……………115

＜附則＞

- 第81問 平成14年改正法の施行日は、いつですか。また、その理由は、何ですか（改正法附則1条関係）。……………117

【その他（司法書士関係）】

＜目的＞

- 第82問 書士法の目的規定に「適正かつ」が加えられた趣旨は、何ですか。「保全」が「保護」に改められたのは、なぜですか（書

士法1条関係)。……………119

<業務>

- 第83問 書士法3条1項の柱書に「この法律に定めるところにより」
が加えられたのは、なぜですか（書士法3条1項関係）。……………120
- 第84問 「囑託」が「依頼」に改められたのは、なぜですか（書士法
3条1項関係）。……………122
- 第85問 既存業務に「相談に応ずること」が規定されたのは、なぜで
すか（書士法3条1項5号関係）。……………123

<司法書士試験>

- 第86問 司法書士試験の科目に憲法が明記されたのは、なぜですか
（書士法6条2項1号関係）。……………124
- 第87問 司法書士試験の筆記試験に合格した者について、次回の司法
書士試験の筆記試験が免除されるのは、なぜですか（書士法6
条3項関係）。……………125

<司法書士の義務>

- 第88問 依頼に応ずる義務から簡裁訴訟代理関係業務に関するものが
除かれているのは、なぜですか（書士法21条関係）。……………126
- 第89問 旧書士法10条が廃止されたのは、なぜですか（旧書士法10条
関係）。……………128
- 第90問 司法書士が公務員として職務上取り扱った事件について業務
を行ってはならないのは、なぜですか（書士法22条1項関係）。……………131
- 第91問 すべての司法書士が裁判書類作成関係業務を行ってはなら
ない事件には、どのようなものがありますか（書士法22条2項関
係）。……………132
- 第92問 書士法3条2項の司法書士（簡裁訴訟代理関係業務を行うこ
とができる司法書士）が裁判書類作成関係業務を行ってはなら
ない事件には、どのようなものがありますか（書士法22条3項

関係)。……………134

- 第93問 書士法3条2項の司法書士（簡裁訴訟代理関係業務を行うこ
とができる司法書士）が簡裁訴訟代理関係業務を行ってはなら
ない事件には、どのようなものがありますか（書士法22条4項
関係）。……………138
- 第94問 司法書士であった者にも秘密保持の義務を課されたのは、な
ぜですか（書士法24条関係）。……………139

【その他（調査士関係）】

<業務>

- 第95問 調査士の業務規定を改めた趣旨は、何ですか（調査士法3条
関係）。……………140
- 第96問 調査士は、調査士会の会則記載事項から報酬に関する規定が
削除された後も、調査士の業務について相談業務を行うことが
できますか（調査士法3条関係）。……………143

<調査士試験>

- 第97問 調査士試験の筆記試験に合格した者は、次回以降どの試験を
免除されることになるのですか（調査士法6条5項2号関係）。……………145
- 第98問 調査士試験の筆記試験の受験者のうち、「第3項第1号に掲
げる事項に関して筆記試験に合格した者と同等以上の知識及び
技能を有するものとして法務大臣が認定した者」とは、どうい
う者を指しますか（調査士法6条5項3号関係）。……………147

<調査士の義務>

- 第99問 調査士について地域慣習等の知識を深める努力義務が設けら
れた趣旨は、何ですか（調査士法25条2項関係）。……………148

<雑則>

第100問 非調査士の取締規定の対象を「第64条第1項に規定する事務を行うことを業とすること」と規定したのは、なぜですか(調査士法68条関係)……………149

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律新旧対照条文 巻末 …………… 1 -

【総論】

第1問 平成14年改正法の趣旨は、何ですか。

【答】平成14年改正法は、司法書士及び調査士について、規制改革における資格制度の見直しの観点から、事務所の法人化、資格試験制度及び懲戒手続の整備、資格者団体の会則記載事項の見直し等を行い、併せて、司法書士については、国民の権利擁護の拡充及び司法書士の有する専門性の活用の観点から、司法制度改革の一環として、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与することとし、もって国民生活の利便性の一層の向上を図ることを目的とするものです。